

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年3月31日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから3月31日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。アオヤマさん、お願いします。

○記者 読売新聞のアオヤマです。よろしくお願いします。

柏崎刈羽の核物質防護の不備に関してなのですけれども、今日、通知の文面も決定されましたけれども、その中でこれまでちょっとまだふれられていなかった要素として、柏崎刈羽は1年ごとに定期的に、設備の評価・改善を行うとしていたものが不十分だったという要素が新たに出てきたんですけれども、この点について、これは社長の関与のもと行う評価かと思うんですけれども、実際、その辺りについて経営層の関与について、委員長はどのように見ていらっしゃるのか、お聞かせください。

○更田委員長 資料を見たときに、あれっちょっと思ったんですけれども、今の時点で確かに関心事項であることは間違いはなくて、改善計画であるとか、社長の関与であるとか。ただ、今日の資料で特に何か意図するということを書いて載せたものではないだろうし、当然のことながら、今後の検査の中で明らかにしていくことなので、今の時点で、特に私として申し上げることはありませんけれども。

○記者 分かりました。ありがとうございます。それともう一つ、ちょっと話が変わるんですけど、2月の福島県沖で起きた地震で、今日振り返りの内容が出てきましたが、いろいろと細かい点が盛り込まれているかと思うんですけれども、委員長としてはどのように評価されているのか、全体としてはうまくいったということなのか、それともまだまだちょっと大きな課題があるということなのか、全体についての評価をお聞かせください。

○更田委員長 深刻な問題があったとまでは思っていないんですね。ですけれども、実際、私はこの組織が発足したときからいるので、警戒事象の引き金を引くクライテリアが違ったこともあって、随分頻繁に出動していた時期があるんですけれども、今回の警戒事象というのは本当に久しぶりの実動だったこともあって、訓練ではありませんので、逆に訓練では得られない緊迫感であるとか、学びがあったのは事実です。

その中でも、ちょっと委員会で言及をしましたけれども、例えば委員の中の一部には週

末には遠隔地へ帰宅している委員もいるわけだけど、あらかじめそういった委員に対して、どういう、連絡等々の仕組みはあるんですけども、どうすべきかというようなことは決めてはいなかったんで、そういったものは少し考えてみる必要があるなというのが一つと、それから、東京電力の即応センターの立ち上がりがやや遅かったというのはちょっと気になったところ、それからQSTに連絡がなかなかつかないというのも、QSTの出番っていうのはすぐではなくて、しばらくたってからというのは実際のところではあるんですけども、そうはいつでも、やはりは早いうちに連絡体制は開通させておきたいということがありますので、そういったところは学びだったというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。警戒自体としてはこれで3回目というふうに伺っているんですけども、今回のような問題、例えばQSTにすぐ連絡がつかないというのは、以前のときにはそういった問題が発生しなかったということなのですか。それとも、要するにそういったQSTに連絡をするような状態ではなかったというか、要するに、今回たまたま起きたのか……。

○更田委員長 ちょっとそれは調べてみないと分かりません。

ただ、今の体制では、今の仕組みでは速やかにQSTとの間の連絡体制は開通させておきたいということになっているので、過去の警戒事象でどうであったかというのは、今、私、承知していません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。フジオカさん、お願いします。

○記者 NHKのフジオカです。

今日の定例会でも議題に上がってたんですけども、1F事故調査の中間とりまとめの関係で、ほかの事業者に対しても意見を聞くといいますか、そういったプロセスを行っておられると思うんですけども、改めてほかの事業者にも今回の取りまとめの結果について、意見を聞く狙いについて伺ってもよろしいですか。

○更田委員長 これは東京電力福島第一原子力発電所に対して、要因であるとか、背景であるとか、事故後の対処であるとか、原子力発電所を運用する事業者として、意見がないはずがないですよ。個別の、かといって漠然と問いかけても、なかなか答えが返ってくるものではありませんけれども、具体的な技術的トピックスについて問いかければ、当然それぞれの思いがあるはずだと思うんです。新規制基準に適合するってどういうことか、その審査の中で規制側と議論を重ねて、シビアアクシデントへの対処について共通理解を持つというのは、全部ではないけど重要な部分は、当然、福島第一原子力発電所事故から得た教訓に沿ったものになりますので、当然、各事業者とも見解がないはずがない。

それから、やはり電力大で集まってとか、そういった公式見解を求めているのではなくて、それぞれの原子力規制室に対して一時的な責任を負っている事業者として答えるということが大事なことだと思いますので、私たちが中間取りまとめをしたせっかくの機会で

すので、それぞれの社から見解を得ようというのが狙いです。

○記者 1点、コメントされる中で、廃炉になる発電所についても幾つか言及をして、そこからも知見が得られるんじゃないかというようなこと、知見といいますか、新しい話題も得られるんじゃないかというようなことも言われてたと思うんですけど、その辺りについてはどのようにお考えですか。

○更田委員長 廃炉というか、一つの電力が自主で行ったかつてのシビアアクシデント対策がどうであったかというのを考えていく上で、福島第一原子力発電所の1、2号機、これはスタックを共有していますけれども、ベントラインとなるSGTSの配管が根元に突っ込んであるだけで上までいっていなかったということ。福島第一では1、2号機だけです。3、4号機は上まで行っている。

それから、他の発電所でも、今動くことを望んでるところや、動いているところを含めて言えば、そういったところはないわけですけど、廃炉のものも含めると、私たちが把握している限りで言うと、島根の1号機もスタックの、ただ、共有してないので、スタックを共有していないので、他号機に水素が回り込むというようなことは考えられないけれども、いずれにしろSGTS配管がスタックの根元までという設計なのは島根の1号機なので、じゃあ中国電力はAMの実施に当たって、どうしてそういう設計なり、施工をしたのかというのは聞いてみることに意義があるだろうという意味で申し上げました。

○記者 それに関連してなのですが、結局、自主的にAM対策をしたという背景にあるものを一つ探っていけるのではないのかなと思うんですけど、委員長、その辺りはどのようにお考えですか。

○更田委員長 いっぱい反省なり、教訓が得られるんじゃないかと思っているのですね。当時も当然AM対策ですから、炉心が損傷してしまう、炉心が溶融してしまう事態を考えてシビアアクシデント対策を取ったわけですし、原子力安全委員会における議論においても、水素対策まで言及があるわけですね。そして、その結果、それが行政指導の形で自身に委ねられた結果、どういう設計がなされて、どういう施工がなされて、どういう意図でされたのか、作られたのか、これを知ることというのはいっぱい教訓が得られるのではないかと期待をしています。ですから、今の時点で分からないこと、また当時の議論の経緯等もありますので、なかなかどこまでというのは難しいかもしれないけれども、ただ、AMの施工していたときの電力にはまだ知見なり、知識になりが残っているはずなので、これは問うていきたいというふうに思います。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。では、ヨシノさんお願いします。

○記者 すみません、テレビ朝日、ヨシノです。トピックスでしたか、例のコンテナの中にあつた福島第一原発の汚染物ですか、それが恐らく漏れていたんじゃないかと。しかも、初期の段階の処理物はああいう形で雑然と詰められたものがあるということなので、この追跡調査とか、所在とか、そういうことを今後もう少し進めていかれるお考えというのは

あるのでしょうか。

○更田委員長 あの物揚げ場の脇の道って、割と通る道なのですよ。1Fを見に行くと、海側との関係で、あの辺りの道ってよく通るところで、皆さんも行かれたことのある方は御承知だと思いますけど、いろんなものが置いてありますよね。それを一つ一つを特定しているわけでも、少なくとも私の場合、一つ一つを全部特定して言っているわけではないんだけど、同じような保管状態のものがあるんじゃないかというのは、今、考えなきゃいけないことだと思っています。それはウォークダウンで一つ一つ確認してもらえないだろうかと思いますが、当時の本当に大変な状況の中で、一時的に物を保管したというものは、一体、今どのくらい残っているのか、残っていないのか、さらに検出されたのがβだったので、ちょっとややこしいなと思っているところなのです。ですから、御質問にあるように、一時的に、あるいは緊急回避的に保管したものというのが、今そのままになっていないかどうかというのは調べてみる必要があると思います。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。スズキさんからお願いします。

○記者 新潟日報のスズキと申します。よろしく申し上げます。

今日の定例会合で柏崎刈羽の件なのですけれども、委員長の核燃料の移動のところに關して、ラック間の移動も入るのかというような御確認をされていらっしゃったと思うんですけれども、委員長御自身としてはラック間を含めて、一切の移動を禁じたほうがいいと思っていられるのか、ラック間の移動であればいいのではないかというふうに思っらっしゃるのか確認したかったんですが。

○更田委員長 使用済燃料プールの運用に非常に詳しいわけではないので、何らかの理由によってラック間の移動が必要になるケースがないかなってちょっと思ったんですね。これは、やっぱり命令としてはラック間の移動も含めて禁ずる命令を出すけれども、相応の理由があれば東京電力からの連絡を受けて、一つ一つ規制庁ないし規制委員会が認める形でラック間の移動というのはあるかもしれないです。普通に考えると、使用済燃料の搬出がなくて新燃料の搬入がなければ、ラック間の移動もしなくていいはずですが、保全上の理由か何かであるかもしれないので、命令としては基本的にラック間移動も含めて、移動は許さないという形で命令は発出しますけれども、正当な理由があると考えられた場合にはラック間の移動というのは認める可能性はあると思います。

○記者 すみません、あと、話が変わるんですけれども、来月4月の5日に花角知事が東京のほうに来られまして、長官とお会いするという話なのですけれども、委員長はお会いにならないということなのですけれども、例えば、長官と知事がお会いになる前に、委員長のほうから何か長官のほうに言付けをされたりとか、何か申し付けたりとかすることというのはあるのでしょうか。

○更田委員長 今までもそうですけど、特に長官に対して事前に指示なり、アドバイスを

するということはありません。

○記者 あれですか、終わった後、長官からじゃあどうい話だったかとか、報告を受けたりとか、そういうことはあるんですか。

○更田委員長 ケース・バイ・ケースですね。これまでも都道府県知事の方がおいでになって、長官にお会いになるケースというのがありますけれども、それに長官とは日常的に会っていますから、こんなことでしたというのはあるだろうと思いますし、それから、要請なり要望なりいただいた場合には、当然これはお会いするのは長官ですけれども、規制委員会として要請なり要望を受け止めることになりますので、当然、その内容については報告を受けることになります。

○記者 それから、もう一点、また新潟の話なのですけれども、昨日、新潟で技術委員会が開かれたのですけれども、その中で核物質防護に関する情報公開の在り方について意見が出されて、規制側もガイドラインを定めるべきじゃないかという意見が上がったというふうなことなのですけれども、これまで、この問題に関しての情報公開の在り方というのは、委員長もいろいろお話しされてきたかと思うんですが、こういう地元からのガイドラインを定めるべきだというふうな声に対して、どういうふうなやり方をしていくべきかという部分はいかがお考えでしょうか。

○更田委員長 二つのことを申し上げますけれども、ガイドラインを定めることはかなり難しいだろうと思います。ケースによって非常にそれぞれの違いがあるので、ガイドラインを定めるのはなかなか難しいだろうなと思います。

もう一つは、仮にガイドラインを定めたとしたら、そのガイドラインは公開できないです。ですので、ちょっと御要望にお答えする形には、なかなかならない。

○記者 恐らく地元からすると、なかなか表にならないところでもやもやしたと言うか、何だか分からないというところでそういう話が出てきたのかなと思うんですが、確かにガイドラインをつくっても、それも要は公開されないとしますと、やはり、あまり意味がないというか、県民側からするとあまり意味がないのかなと思うんですけど、何とか分かりやすい公開の在り方と言うか、そういうのは探ると言うか、お考えになるというか、その辺りってどんなものなのでしょう。

○更田委員長 確かに悩ましいことは悩ましいんです。それから、地元の方々や技術委員会の方々にもやもやが、それはもう当たり前ですよ。当然のもやもやだと思います。私自身もいろんな場で問われたときに、話せないことによって、何というか、これをもやもやと表現していいのかどうか分からないけど、そこに難しさがあるのは事実なのですが、ただ、核物質防護事例って深刻なものになればなるほど公開できる情報は少なくなるんです。小さくなるんです。例えば、もう一番極端な場合で言うと、非常に大きな問題があって、かつ脆弱性が残っていて回復できていないというのは、最も深刻な事態が起きたら、その事例が起きているということ自体を公開しないです。今、どこかが弱くなっていますよということを悪意ある第三者に伝えることになりますから。あるいは、もうちょっと小さな、

緩いケースであったって、深刻であればどこの電力会社なのか、どこの発電所なのかすら公開できない。今ある発電所が弱くなっているという情報を悪意ある第三者、テロリストに伝えるわけにはいかない。ですので、核物質防護事案というのは深刻であればあるほど公開できる部分が少なくなってしまうので、本当に悩ましいのは事実です。

一方で、核物質防護事案であるからといって公開できないということに安住して、公開すべき情報が公開されないというのは、これはけしからんことなので、バランスの問題、あくまでバランスの問題なのですけれども、しっかり規制委員会も関与して、公開できるはずの情報が公開されないということのないように努めていきたいというふうに思います。
○記者 ありがとうございます。

○司会 先ほど挙げられてた、じゃあ、隣のエンドウさん、その後ヒロエさんで、コツボさん、その後タカダさん。

○記者 すみません、新潟日報のエンドウです。よろしくお願ひします。

花角知事と長官の面会について話が戻ってしまうんですけれども、改めて過去には新潟県の泉田元知事と田中前委員長が、泉田知事が面会を求めて田中委員長が断り続けるという、そういう経緯もあったんですけれども、改めて更田委員長としては、こういう首長との面会は慎重であるべきというお考えであるのか、だからこそ、今回、同席しないという判断をされたということによろしいのでしょうか。

○更田委員長 今回のケースも一般的な、これまで取ってきた方針にのっとったもので、特に特別なわけではありません。とても気をつけなければいけないことは、規制は規制で、規制の役割をしっかりと努めなければいけないし、地元での議論、例えば一般に地元の了解プロセスと呼ばれるようなものは、これはこれで重要な意味を持っていて、しっかりされるべきだと思っています。ですから、規制当局は地元のプロセスに介入するべきではないし、その逆もあるべきではないと思っています。ですから、それぞれがやはり独立して役割を果たすことが大事だというふうに思います。

一方で、その間のコミュニケーションも全くいらぬというものではありませんので、これまでも知事会長さんですかね、ちょっと名称ですけど、これで福井県知事とお目にかかったことがあると思いますし、そういった意味で全く全てを否定するものではないですけれども、ただ、そこには一定のレベルの問題がありますので、これまでもそうですし、今後も都道府県知事がおいでになる場合には長官が目にかかってお話を承るという形をとりたいというふうに思っています。

○司会 では、ヒロエさん、お願ひします。

○記者 共同通信のヒロエです。

今日の資料1の柏崎の話なんですけど、命令を発する理由というところで、東電が定めた核物質防護規定の下部規定に運用要領というのがあって、それで年度ごとにその核物

質防護関連の話を東電の社長に報告する仕組みになっているということを事務方レクで聞いたのですが、規制委員会として社長が今回の事案を認知していたかというのはその重要な関心事として見ているのでしょうか。

○更田委員長 これは会見でも申し上げたことはあると思いますが、社長だけではないのです。重要な役割を担うのは、まず核物質防護管理者という立場の人が定められていて、それから一般に核物質防護は安全対策と同様に所長の極めて強い関心事であるはずなのです。ですので、ID不正利用のケースについてもそうですし、設備の機能の一部喪失についてもそうですけども、順番に核物質防護管理者がどう関与していたか、所長がどのように関与していたか、そしてその一番上に当然社長がどういうふうに関与していたかというのは、これから検査を通じてただしていきたいというふうに思います。質問していきたいと思います。

○記者 現時点で社長がこういう問題を認知していたかというのはどうなのでしょう。

○更田委員長 こういう問題って漠となってしまうのだけれども、幾つものケースがありますので、さらにはその認識していたといっても認識の度合いがありますよね。ですので、あまり漠然とした答えをするべきではないと思っていますので、一つ一つきっちり押さえられればと思いますけれども。

それはタイミングも重要ですし、それからそれぞれの事案の、個別の事案についてという点でも同様です。

○記者 社長へのヒアリングは検討されているのでしょうか。

○更田委員長 それは検査の中で自然と直接社長に問うべきなのか、それとも東京電力自身の手によってそれがしっかり確認されるのか、それは検査の次第だと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 コツボさん、お願いします。

○記者 朝日新聞のコツボです。

話題が替わって2点ちょっと教えてください。

1点目は、1Fの取りまとめに関する各事業者への意見聴取なのですが、これって、例えば、今取り組んでおられる継続的な安全に係る取組とか、そういったものとも何らかのフィードバックがあるようなことは期待されておられるのでしょうか。

○更田委員長 特別その二つの間の関連を意識したものではないですけども、ただ、継続的な安全性向上に係る検討チームでは事業者の姿勢であるとか、マインドであるとか、そういうから規制当局の姿勢がどうそれが映るか、受け止められるかというようなことも議論のテーマになっていますから、関連がないと言いませんけども、特段をそれを意識したものではありません。

○記者 承知しました。ありがとうございます。

もう一点は、地震対応のときの話なのですが、今日の資料を拝見していると、

教訓を踏まえてシステムやマニュアルの整備をしたいということが書いてあったのですが、果たしてそれでいいのかという。要は、例えば、新型コロナのときには来る人は半分にするとか、自分が行くべきかどうか上司に相談するということがマニュアルで書いてあると、今度は相談で上司が忙殺されて誰も来られなくなるとか、そういうことだって起きかねないと思いますし、例えば、原発によって優先順位をつけて、情報をさばくと書いても、どういう順番でつけるのかちゃんとマニュアルを作ってくれとか、そういうことにもなりかねないのじゃないかと思っていて、今日の何と言うのでしょうか、踏まえるべき反省と取り組むべき方向とはどういうところにあるのかというのを教えていただきたいのですが。

○更田委員長 マニュアルで言えば、定めるべき領域と、それから定めないほうがいい領域ってあるのだらうと思います。マニュアルを定めたがために定型的な反応になってしまっただけという部分というのはあるだらうと思っていますが、ただ、緊急時対応というのは、やっぱり初動のときに、細かい具体的な作業がいっぱいありますので、関係機関、関係自治体等との連絡であるとか、政府内の連絡であるとかというのはやっぱりメニューどおりにきっちり進むべきものですし、それから例えばクロノロジーの作り方一つを取っても、これってクロノロジーの作り方ってずっと議論しているし、ずっといろいろやってみるけども、なかなかベストの解があるわけではないので、そういった意味では、初動の、例えば、各機能班の立ち上げであるとかといった点について言うと、初動に関してはマニュアルの整備が進めばよりスムーズになる部分が多いと思います。それから例えば、今、御質問にあったサイト間での優先順位等に関して言えば、誰が決める、誰が判断するというのを定めておくということは意味があるだらうと思っています。わいわい言っていて、一体誰がというのでは困りますから、そういった意味でまだ緊急時の、特に初動体制についてはマニュアル整備の余地があるというふうには思っています。

○記者 分かりました。

あとはそういうマニュアルの実効性というのはやっぱり訓練とか、あるいはこういう深刻なところまでいかないけれども、ある程度みんな緊張感を持って対応するというのを経験することで、だんだん蓄積されてブラッシュアップされていくものなのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○更田委員長 一言で言えば訓練でしょうね。事業者防災訓練に私たちの職員も参加をしているし、ですから年間何回だ、十数回なのか、30回ぐらいか。

だから訓練はやっていますし、それからそれ以外にも机上訓練であるとか、そういったものを重ねていくしかないだらうと思いますし、特に今回のような実動があった場合というのは、これはやっぱりしっかり振り返って学びを探すということが大事なのだと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 はい、では、オカダさん、お願いします。

○記者 東洋経済新報社のオカダです。よろしくお願いいたします。

ちょっと幾つかあるのですが、一つが柏崎刈羽についての核物質防護措置義務違反の件なのですけれども、これ核燃料物質の移動を禁止の措置ということですが、これ当然のことながら使用済燃料はむつの中間貯蔵施設に移送するとか、そういったものも当然駄目ということになると理解してよろしいのでしょうか。

○更田委員長 今の命令の内容ではそれも駄目ということです。

○記者 それは結局第1区分になるまでは無理と。

○更田委員長 ただの先週の会見かな、で、お話をしていますけれども、使用済燃料の搬出というのは基本的にはインベントリを下げることになりますから、そういった意味でそれはちょっと東京電力から相談があれば、要するに相談の余地はあるのだらうと思っています。

というのは使用済み燃料がサイト外に出ていくということは、繰り返しになりますけれどもインベントリを下げることになるので、リスクという意味ではごくごく微量ではあるけど、下げる方向の作業なので、それは相談だと思えますけれども、基本的に原則禁止だと思っています。

○記者 ありがとうございます。

二つ目は、地震の件なのですけれども、これ量研、放医研と東京電力の初動対応に非常に問題があるという御指摘だったのですが、これ、委員長、実際に東京電力のテレビとの連絡がなかなかつながらなかった状況というのは改めてどういうふうを受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○更田委員長 そうですね。東電即応センターと開通したのは47分ぐらいかな、23時47分ぐらいだと思うのですね。私がERCについたのがそのちょっと後なのです。ですからついた時点のときには開通をしていたのだけど、すぐにそれまでの時系列で何があったかの報告を受けて、そのときに聞いたのは東電の即応センターの立ち上がりが遅かったと。

やはり地震発生した箇所からして、当然のことながら最大の関心事というのは東京電力が所有する原子力施設がどうなっているか、どういう状態なのか、異常の有無等であるので、私たちとしても得たい情報は東京電力の即応センターから伝えられるべき状況にあったので、そこの立ち上がりの遅かったというのは痛かったというのは実際のところですね。

○記者 ファクスとかも、それまでは十分来ていなかったということなのですか。

○更田委員長 ERCは即応センター相手にテレビ会議システムをつないで対応しますから、当然別途ファクスは来るだろうけど、即応センターが立ち上がっていなかったら、現場からのものが来るのかもしれないですけどね。当然1Fからも入ってくるし、それからう

ちのOFC等からの報告も入ってくるけれども、やっぱり対処が必要になったときなどに、うちが発話はして、議論する相手というのは、東電の即応センターなので、即応センターが立ち上がっていなかったというのは、やっぱりちょっと問題ではあると思います。

○記者 これは関係省庁への報告で、東電の福島第一についての情報を含められなかったことは書かれていますけど、これはそういう、いわゆる今回の地震に関してそのような発電所は福島第一だけですか、そうになっていたのは。

○更田委員長 第一と第二かな。あと、女川も多少気にしたし、基本その三つですかね。

○記者 そのうちの第1報に出られなかったのが、福島第一であると。

○更田委員長 第1からのファクスもそんなに早くはなかったのだと記憶はしていますが、ですからいずれにせよその第1報を入れるとき、30分後の1報を官邸下に入れるときに1Fの情報が加えることはできなかった。情報があつたら当然そこへ加えていますので。これは東電本店の即応センターの立ち上がりだけの問題ではなくて、東電即応センターが立ち上がってなくても1Fからファクス等で連絡を入れることはできたはずですので、そういった意味では第1報に1Fの情報を載せられなかったのは反省点としてあると思っています。

○記者 では、本店だけじゃなくて1Fの対応にもやっぱり問題があつたということなのですか。

○更田委員長 でもこれ問題と言うかどうかなのですよ。結局その最初の報告に入れるときに調査中なら調査中だって構わないのですよね。

私たち基本的に例えば官邸や他省庁に対して連絡をするときに何も無いのが一番よくなくて、現在把握しようとしているとか、調査中なら調査中という報告でもできればずっとよかったわけなのです。

だから、ただ一方で現場のほうとしてみれば、現場でウォークダウンにも出ているだろうし、対処しようとしているときに、規制庁、ERCに向けて現在対処中というファクスを送れるかどうかというのは、送ってほしいと思うのですけど。

ですから、そういった意味では、訓練もしているし、訓練報告会もしているわけだけど、事業者との間で、何か今回のような地震があつたとき、自然災害があつたときに取りあえず30分以内なりに調査中でも作業中でも不明でも構わないから、1報を入れてくれということは、双方の共通理解として持っておく必要があつたのだと思います。

○記者 ありがとうございます。

最後に、これも福島第一の実施計画検査の基本方針なのですが、これ伴委員が委員会で、実施計画がまともに出てこないとか、質以前の問題だとか、クオリティが低いとか、リソースが充当されているのか疑いを持ってみなきゃいけない。そういう発言があつたり、あるいは田中委員からも放射性物質の管理がよくない。そこもしっかり見ていただきたいというような御発言があつたのですけれども、かなり深刻な状況のようにおっしゃっているように聞こえるのですけど、委員長としてはこのようなやり取りとい

うか、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○更田委員長 今日委員会でも発言をしましたが、監視・評価検討会が全ての状況なり東電の姿勢を把握しているわけではないと思っています。現場には現場なりの苦労があって、ただでもそれが監視・評価検討会で出てくるような東電幹部の口からは伝わらないのかもしれないし、それを私たちが知りたいと思ったときの仕組みはやっぱり検査なのですよね。

ただ、ですから、検査にも限界はあるのかもしれないけれども、できるだけ現場が何と戦っているのかというのを、検査を通じて知れば良いと思っていますし、それから実施計画の申請の質というの、これはお互いに改善の余地ありかなと思っています。正直なところ。いまだにこんなことに何で実施計画の申請が必要なのかと思っている部分もあるのですね。

1Fは特定原子力施設に指定をされて、実施計画で許認可をそのフレキシブルにできるようにという仕組みでやっているけれども、やっぱり通常の発電所の申請許可、申請認可という仕組みを引きずっている部分があるので、まだまだこちら側が改善するものもあるし、それから東京電力のほうに工夫してもらいたい部分もあるのだらうと思っています。事故から10年たっていますけども、まだまだ継続的改善だと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 はい。そのほか、質問ございますでしょうか。

では、フジイさん。

ほかに御質問ございますか。よろしいですか。

じゃあ、フジイさんで最後にしたいと思います。お願いします。

○記者 共同通信のフジイです。地震の対応なのですけれども、QSTと連絡がつかなかったという点について、午前中の会合でショックだったというふうにおっしゃっていたのですけれども、その原因についてQSTに、どういうところに問題があったのか。あと、規制庁側にどういう問題があったのかということと、改善した点、また改善していく点を教えてください。

○更田委員長 まずちょっとQSTに対して厳しめの言い方になったかもしれないのは、今、原子力規制委員会、原子力規制庁、予算をしっかりと取りに行きQSTの体制を強くしようと思って頑張っているのですね。予算もお認めいただいたのかな、QSTにおけるその原子力災害対応の体制を強くしようと思っています。QSTにはこういった原子力災害事業に関するハブになって、中心的な組織としての役割を担ってもらいたい。さらにそれを強化しようとしてQST自身からの希望も聞いて望みをかなえようという形で頑張っている最中に、実動があったときに連絡がつかないというのでがっかりしたというのが正直なところなのです。

御質問にお答えしますが、実はうちは二つの班がQSTと連絡を取る形になってい

ました。医療班と放射線班です。

一方の班は、把握していた電話番号が昼間の電話だったのです。だから、これはこちらのミスもあると思っていて、その昼間の電話だったということだったら当然夜の電話も把握しとかなきゃいけない。

もう一方の班は、携帯電話も含む夜も連絡がつくはずの電話だったのです。複数だったそうです。どれも応答がなかったそうなのです。※¹

ですので、両方に改善の余地はあったということなのです。これは委員会終了後ちょっと詳しく古金谷室長の説明がちょっと曖昧な部分もあったので、詳しく調べてくれと言って聞いたら今お答えしたように二つの班それぞれであった。

夜とはいえ、携帯にかけても出ないとののはちょっと困るので、そういった意味で今日の振り返りを踏まえた上でQSTときちんとコミュニケーションを取って、緊急事態対応に当たる方だけではなくて、そういった人たちが、対応が、反応がなかったときに、さらにこちらから問いかける人にも連絡先等もこれから把握に努めたいと思いますけども。

ちょっとQSTと担当部門で、しっかりとコミュニケーションしてもらい必要があるだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 はい。それでは本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました

—了—

※1 正しくは：ERC医療班においては、連絡順位、携帯番号、昼間の連絡先（職場）を把握しており、2月14日午前0時42分に電話がつながった。
一方で、ERC放射線班においては、連絡順位、携帯番号、昼間の連絡先（職場）、メールアドレス（職場）を把握していたものの、携帯番号が間違えていたため、つながらなかった。